

平成28年度第1回さぬき市人権擁護審議会 会議要旨（要約）

- 1 日 時 2017年2月20日（月） 10:00～10:45
- 2 場 所 辛立文化センター 研修室
- 3 出席者〔委員〕 宮本委員 岡村委員 藤井委員 安富委員 筒井委員
上原委員 六車委員 尾端委員 菊池委員 安藤委員
〔事務局等〕 大山市長 廣瀬部長 高嶋課長 久保主任主事
田村館長 杉本相談員
〔傍聴〕 0名
- 4 議 題 (1) さぬき市差別をなくし、人権を擁護する条例」の改正(案)について
(2) その他
- 5 会議の内容は次のとおりである。

発言者	意見概要
(事務局)	<p>本日はご多忙の中、2016年度第1回さぬき市人権擁護審議会にお集まりいただきありがとうございます。</p> <p>さて、まず審議に入る前に、民生児童委員連合副会長の変更に伴い、審議委員の変更がありますので、新しく委員になられた六車^{むぐるま} 敏弘^{としひろ}様に大山市長より委嘱状を交付します。</p> <p>(委嘱状交付)</p>
(事務局)	<p>どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、只今からさぬき市人権擁護審議会を開催します。</p> <p>よろしくお願ひします。</p> <p>委員の委嘱が終わりましたので、只今からさぬき市人権擁護審議会を開催いたします。</p> <p>開会にあたり宮本会長よりご挨拶申し上げます。</p>
(会 長)	(宮本会長あいさつ)
(事務局)	続きまして、大山市長よりご挨拶申し上げます。
(市 長)	(大山市長あいさつ)
(事務局)	<p>まず初めに大山市長から諮問書の交付を行いますので当審議会を代表して宮本会長にお受け取りいただきます。</p> <p>(諮問書を交付)</p>
(事務局)	ではこれよりの進行は会長にお願いします。
(会 長)	それでは市長より諮問のありました「さぬき市差別をなくし、人権を擁護する条例」の改正(案)について事務局から説明をお願いします。
(事務局)	はい、それでは議論していただきたい案件であります条例改正についてですが現在、さぬき市においては「さぬき市差別をなくし、人権を擁護す

	<p>る条例」に基づき取組を進めています。この条例は平成6年度に「人権・同和問題東讃ブロック協議会」(旧大川郡)において協議し、旧大川郡内の旧町全てで制定された条例を合併を機にさぬき市の人権擁護の指針としてきましたが、本条例の施行から22年が経過し市内に在住する外国人の増加やこの数年で認知され始めたLGBTに代表される性的少数者への取組、さらには昨年4月に「障害者差別解消法」、6月に「ヘイトスピーチ対策法」12月には「部落差別の解消に関する法律」が施行されるなど、人権問題を取り巻く状況は大きく様変わりしていることからこのような様々な課題に対して対応し得るため、東かがわ市・さぬき市・三木町で構成される「2市1町人権同和問題担当者会」において条例内容等を協議した結果、現在の条例を全部改正することが望ましいとの意見の集約がなされたところであることから条例改正に向けて協議を進めているところであります。このような状況の中でお手元にあります条例改正(案)の資料をご覧ください内容について議論していただきたいと思ひます。</p>
(会 長)	<p>只今の説明に関しご意見ありましたらお願いします。</p>
(委 員)	<p>改正案の作成は、条例についての準則がありそれに基づいて行ったのか。</p>
(事務局)	<p>全国自治体の人権に関する条例を参考に2市1町担当者会で内容を協議したものを条例改正案として示しています。</p>
(委 員)	<p>改正案2条2項、市の責務で国、県、学校、家庭と連携しながらという条文の中で家庭という文言があるが家庭だけで終わってしまうと市が連携をするのは国、県、学校以外に家庭だけなのか、すごく限定した様な表現に見えるので、たとえば家庭に追加して地域等の文言を入れるとか何か包括的な意味合いを持つような文言があれば検討してほしい。</p>
(事務局)	<p>わかりました。</p>
(会 長)	<p>ほかに意見はありますか？</p>
(委 員)	<p>第1条4行目に市民の人権擁護及び人権意識の高揚を図りとあるがこの高揚は市民の人権擁護も指しているのか、指しているのであれば人権擁護の高揚は表現として正しいのか確認してほしい。</p>
(事務局)	<p>「市民の人権擁護」と「市民の人権意識の高揚」それぞれの意味で考えていますが、確認しておきます。</p>
(会 長)	<p>ほかに意見はありますか。</p>
	<p>質問がなければ、本日の議事はここで終了します。続いて「その他」ですが次回審議会について事務連絡を事務局からお願いします。</p>
(事務局)	<p>本日審議させていただいた改正(案)についてはこの後市民意見提出制度により市民の皆様から意見を募りその意見を反映させた改正(案)を再度審議会で諮らせていただきますのでよろしくをお願いします。</p>
(会 長)	<p>次回審議会の開催日が近づきましたら事務局から案内申し上げます。</p>

	<p>ご多忙とは思いますが、できる限り出席をお願いします。以上で本日の会議を終了します。ありがとうございました。</p>
--	--